

文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護
条約に関する特別委員会の設置について

平成 23 年 6 月 17 日
文化審議会文化財分科会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会文化財分科会運営規則（平成23年6月17日文化審議会文化財分科会決定）第2条第4項の規定に基づき、文化財分科会に、無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し調査を行う無形文化遺産保護条約に関する特別委員会を設置する。

2. 調査事項

- （1）無形文化遺産保護条約の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）無形文化遺産保護条約第16条1に定める「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されることが適当と思われる我が国の無形の文化遺産の候補に関する事項
- （3）その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 無形文化遺産保護条約に関する特別委員会の構成

分科会長が指名する専門委員により構成する。

4. 庶務

この特別委員会の庶務は、文化財部伝統文化課が処理する。